

杭基礎設計便覧 令和2年9月 正誤表

訂正箇所		誤	正	備考	摘要
ページ	行など				
23	6	万が一の <u>自体</u> にも	万が一の <u>事態</u> にも	自体→事態	①2020.12.24掲載 ②第2刷で訂正
227	23	19) (独) 土木研究所:性能規定体系における道路橋基礎の安定照査方に関する研究, 土木研究所資料, 第4136号, 2009.3.	19) (独) 土木研究所:性能規定体系における道路橋基礎の安定照査法に関する研究, 土木研究所資料, 第4136号, 2009.3.	照査方 →照査法	①2020.12.24掲載 ②第2刷で訂正
356	16	式(Ⅲ.6.9)では, $\alpha_p \eta_p$ として杭の中心間隔	式(Ⅲ.6.9)では, $\eta_p \alpha_p$ として杭の中心間隔	$\alpha_p \eta_p \rightarrow \eta_p \alpha_p$	①2020.12.24掲載 ②第2刷で訂正
359	7	直径0.3mの剛体円板による平板載荷試験の <u>値</u> の相当する水平方向地盤反力係数	直径0.3mの剛体円板による平板載荷試験の <u>値</u> に相当する水平方向地盤反力係数	の→に	①2020.12.24掲載 ②第2刷で訂正
456	7	1) 杭先端部の内部に充てんするコンクリートについて, 水中でコンクリートを打設する場合のコンクリート強度は, [道示Ⅳ]表-5.2.2 に従ったものであること	1) 杭先端部の内部に充てんするコンクリートについて, 水中でコンクリートを打設する場合のコンクリート強度は, [道示Ⅳ]表-5.2.2 に従ったものであること。 また, 打設にあたっては, [道示Ⅳ]15.8.8の規定に従ったものであること	追加	①2020.12.24掲載 ②第2刷で訂正
464	17	支持力及び圧密沈下量の具体的な算出法は, [道示Ⅳ]10.4, 10.5, 12.4.4及び9.6.3 に準じる。	支持力及び圧密沈下量の具体的な算出法は, [道示Ⅳ]8.5, 10.6.2, 10.7.1及び10.7.2 に準じる。	10.4, 10.5, 12.4.4 及び9.6.3 →8.5, 10.6.2, 10.7.1及び10.7.2	①2020.12.24掲載 ②第2刷で訂正
3	6	適用範囲外とされる橋長200mを超える橋についても, 必要かつ適切な補正を行えば[道示]を準用することができる。橋長が200mを大きく超えるような橋では, [道示]に規定される設計状況の解釈として規定される荷重や荷重組合せ, 部分係数等の規定等をそのまま適用するだけでは必ずしも必要な性能が満足されない場合や, 不合理な設計となる可能性も排除できないことから適用範囲の規定がなされているものである。 すなわち, 橋長によらず, [道示Ⅰ]に規定される道路橋に必要な性能は, 信頼性も含めて, [道示]の規定に従って設計される橋長200m以下の橋と同様のものが求められているものであり, 特に橋長が200mを大きく超えるなどの特殊条件のある場合には, それらを適切に考慮して[道示]の求める要求性能を満足するように設計する必要がある。	適用範囲外とされる支間長200mを超える橋についても, 必要かつ適切な補正を行えば[道示]を準用することができる。支間長が200mを大きく超えるような橋では, [道示]に規定される設計状況の解釈として規定される荷重や荷重組合せ, 部分係数等の規定等をそのまま適用するだけでは必ずしも必要な性能が満足されない場合や, 不合理な設計となる可能性も排除できないことから適用範囲の規定がなされているものである。 すなわち, 支間長によらず, [道示Ⅰ]に規定される道路橋に必要な性能は, 信頼性も含めて, [道示]の規定に従って設計される支間長200m以下の橋と同様のものが求められているものであり, 特に支間長が200mを大きく超えるなどの特殊条件のある場合には, それらを適切に考慮して[道示]の求める要求性能を満足するように設計する必要がある。	橋長→支間長	①2021.06.11掲載 ②第3刷で訂正予定

訂正箇所		誤	正	備考	摘要
ページ	行など				
148	26	14) 龍岡文夫, 渋谷啓三:三軸試験と原位置試験法との関連(変形特性について), 三軸試験法に関するシンポジウム, 土質工学会, 1991.	14) 龍岡文夫, 渋谷啓:三軸試験と原位置試験法との関連(変形特性について), 三軸試験法に関するシンポジウム, 土質工学会, 1991.	「啓三」→「啓」	①2021.06.11掲載 ②第3刷で訂正予定